【②の修学資金】
（ 県 事 業 ）

長崎県獣医修学資金貸与事業

（県事業）の手引き

長崎県では、獣医系大学卒業後、長崎県内で牛や豚などの家畜を診療する獣医師（産業動物獣医師）又は県職員（家畜保健衛生所等の獣医師）として就職しようと考えている学生の皆さんに対する修学資金制度を設けています。

令和８年１１月

一般社団法人　長崎県畜産協会

長崎県獣医修学資金貸与事業（県事業）

【長崎県獣医修学資金貸与事業の目的】

この事業は、将来、長崎県内で活躍しようと志している獣医学を専攻する学生に対して、修学資金をお貸しすることを目的としています。

【対象者】

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学で獣医学を専攻する学生のうち、将来、長崎県又は長崎県内の市町、農業共済組合等（以下「市町等」という。）が運営する家畜診療所で獣医師としての業務に従事しようとする方が対象です。

【貸与額及び貸与期間等】

１　貸与額

月額　100,000円

２　貸与期間

貸与の決定した月から大学の正規の修了年限で大学を卒業する月までの間

【貸与申請手続き】

長崎県獣医修学資金貸与申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、期限までに一般社団法人長崎県畜産協会（以下「当協会」という。）へ提出して下さい。

１　提出書類

（１）履歴書（写真を貼ったものに限ります。）

（２）戸籍抄本

（３）大学の学長又は学部長の推薦書（様式第２号）

（４）在学証明書（大学が発行したものに限ります。）

（５）学業成績証明書（貸与を受ける年度に入学した学生は、提出不要です。）

（６）連帯保証人となるべき人の保証書（様式第３号）

※連帯保証人は２人とし、独立して生計を営んでいる成年者でなければなりません。
連帯保証人のうち１人は、貸与を受けようとする学生が未成年者であるときはその保護者、成年者であるときは父母兄姉又はこれに代わる人でなければなりません。

（７）その他、知事が必要と認める書類

【注意】貸与申請書の「貸与を受けようとする期間」は、「令和８年４月から令和９年３月まで」と記入して下さい。貸与決定後は毎年度ごとの申請となります。

２　提出先及び提出期限

〇提 出 先　〒850-0047
長崎県長崎市銭座町３番３号
一般社団法人　長崎県畜産協会

〇受付期間　令和８年１２月２５日（金）まで（当日消印有効）

※前年度に引き続き修学資金の貸与を受けようとする修学生は、毎年４月30日までに当該年度に係る長崎県獣医修学資金貸与申請書に学業成績証明書を添えて当協会に提出してください。

【貸与決定について】

当協会は、提出のあった申請書の内容を確認のうえ、長崎県に提出します。

長崎県は、申請書の内容を審査し、面接を行ったうえで修学資金を貸与することの適否を決定し、適当と認めるときは長崎県獣医修学資金貸与決定通知書（様式第４号）により本人に通知します。また、選考されなかったときもその結果を通知します。

【修学資金の交付】

手続きが完了後、原則として毎年度５月、８月、11月及び２月にそれぞれ３か月分を貸与します。ただし、新規貸与における第１四半期分の交付、又は長崎県知事が特別の理由があると認めるときはこの限りではありません。貸与決定の時期に関係なく、当該年度の当初（４月）分から修学資金を交付することが可能です。

【貸与の取り消し等】

１　修学資金を受けた学生（以下「修学生」という。）が次のうちいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与を取り消すことがあります。

（１）大学を退学したとき
（２）獣医学を専攻しなくなったとき
（３）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
（４）学業成績が著しく不良となったと認められるとき
（５）修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
（６）死亡したとき
（７）その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

２　修学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき、若しくは同一学年の課程を再履修する事実があった場合には、これらの事実のあった日の属する月の翌月分から復学又は進級した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行いません。

この場合、すでに貸与された修学資金があるときは、復学又は進級した日の属する月以降の月の分として前もって貸与されたものとみなします。

３　期限内に学業成績証明書の提出がない場合、修学資金の貸与を一時保留することがあります。

４　貸与を取り消し、又は休止した場合は、その旨を書面（長崎県獣医修学資金貸与取消通知書（様式第６号）、長崎県獣医修学資金貸与休止通知書（様式第７号））により本人に通知します。

【借用証書】

修学生は、貸与が終了した月の翌月月末までに貸与を受けた金額について長崎県獣医修学資金借用証書（様式第５号）を提出してください。

【返還】

次の事項のいずれかに該当した場合には、それぞれの事項に定める日から１年以内に、既に貸与した獣医修学資金の総額に利息をあわせて一括返還しなければなりません。

利息は、修学資金の貸与時ごとの金額に貸与を受けた日の属する月の翌月から各項に規定する事実が生じた日の属する月の末日までの日数に応じ、年14.5％の割合で加算した額とします。

※利息の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

返還しなければならない事項	起算日
修学資金の貸与を取り消されたとき	貸与の取り消しの効力が生じた日
大学を卒業した年の4月1日から起算して2年以内に獣医師国家試験に合格しなかったとき	大学を卒業した年の4月1日から起算して2年を経過した日
獣医師免許を取得後1年以内に県又は市町等に獣医師免許の資格を有する者として勤務しなかったとき	獣医師免許を取得した日から起算して1年を経過した日
獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が、修学資金貸与期間の1.5倍に相当する期間に満たなかったとき	左欄の就業期間を満たせなかった日
死亡したとき（免除される場合があります）	死亡した日

【返還の猶予】

修学生が、貸与を取り消された後も引き続き大学に在学しているとき、また、疾病、負傷等やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合には返還が猶予されます。この場合、長崎県獣医修学資金返還債務履行猶予申請書（様式第８号）を当協会に提出してください。当協会は長崎県に提出し、長崎県が履行猶予を決定した場合は、長崎県獣医修学資金返還履行猶予通知書（様式第９号）により申請者に通知します。

【返還債務の免除】

長崎県獣医修学資金は、大学を卒業後２年以内に獣医師国家試験に合格し、合格した年に県又は市町等に獣医師免許の資格を有するものとして採用され、その業務に従事した期間が修学資金の貸与期間の1.5倍に相当する期間に達した場合は返還が免除されます。

【返還債務の裁量免除】

修学生が次の事項のいずれかに該当することとなった場合は修学資金の返還債務の全部又は一部を免除します。

裁量免除となる事項	免除割合
業務上以外の理由で死亡した場合	返還債務の1/2を免除
県又は市町等において獣医師として勤務しなくなった日から起算して一月以内に県又は市町等において獣医師として勤務して、勤務期間の合計が返還免除の要件となる期間に達したとき	返還債務の全額免除
疾病、負傷等やむを得ない理由により返還債務を免除できる期間に達しなかったとき	返還債務の1/2を免除
疾病、負傷等やむを得ない理由により返還債務の履行猶予を受けた後、なお、修学資金を返還することが困難であると認められるとき	返還債務の1/2を免除

【返還債務の免除手続き】

返還債務の免除を受けようとする人は、長崎県獣医修学資金返還債務免除申請書（様式第10号）に免除を受けようとする理由を証する書類を添えて当協会に提出して下さい。

長崎県が内容を審査し、返還債務の免除を決定したときは、長崎県獣医修学資金返還債務免除通知書（様式第11号）により申請者に通知します。

【届出】

修学生は、次の事項のいずれかに該当するときは、その事実の発生した日から起算して30日以内にそれぞれの様式により届を提出してください。

届出の必要な事項	届出の様式名称	様式番号
氏名又は住所を変更したとき	（住所・氏名）変更届	第12号
連帯保証人が氏名又は住所を変更し、若しくは死亡したとき、又は保証人に保証人足り得ない事由が生じたとき	連帯保証人変更届	第13号
退学、卒業、又は獣医学を専攻しなくなったとき	（退学、卒業、獣医学専攻中止）届	第14号
休学、留年、又は停学の処分を受けたとき、その事実のあと復学又は進級したとき	（休学、停学、留年、復学、留年後進級）届	第15号
修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき	長崎県獣医修学資金貸与辞退届	第16号
獣医師免許を取得したとき	獣医師免許取得届	第17号
長崎県又は市町等において獣医師としての業務に就いたとき	業務従事開始届	第18号
長崎県又は市町等の獣医師としての業務を離れたとき	業務従事中止届	第19号
	業務従事証明書	第20号
業務従事先を変更したとき	業務従事先変更届	第21号

毎年4月30日までに4月1日における修学生の業務従事状況届を県に届を提出してください。

県又は市町等の運営する家畜診療所に獣医師として業務に従事している間	業務従事状況届	第22号

修学生が死亡したときは、連帯保証人は速やかに県に届を提出してください。

修学生が死亡したとき	死亡届（死亡診断書を添付）	第23号

修学資金について詳しくお知りになりたい方は、

一般社団法人　長崎県畜産協会

（TEL　０９５－８４３－８８２５）

（e-mail　nagasaki-eisei01@next.odn.ne.jp）

までお問い合わせください

長崎県獣医修学資金に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　どういう人が修学資金を受けられますか？

Ａ　将来、長崎県職員又は長崎県内の市町、農業共済組合（以下「市町等」という）等が運営する家畜診療所に獣医師として勤務することを希望する獣医学を専攻する大学生が受けられます。

Ｑ２　修学資金の返還免除は受けられますか？

Ａ　修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍を、長崎県又は市町等が運営する家畜診療所に獣医師として業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

Ｑ３　市町等が運営する家畜診療所であればどこでも一定期間以上勤務すれば返還免除となるのですか？

Ａ　本事業の趣旨に賛同し、長崎県と協定書を締結した下記の家畜診療所に限られます（令和８年４月現在）。

- 長崎県農業共済組合（NOSAI長崎）
  - 県南地区家畜診療所
  - 県南地区家畜診療所南島原出張所
  - 佐世保地区家畜診療所
  - 平戸地区家畜診療所
  - 平戸地区家畜診療所大島駐在所
  - 大村東彼地区家畜診療所
  - 五島地区家畜診療所
  - 対馬地区家畜診療所
- 壱岐市家畜診療所
- 一般社団法人松浦地区畜産振興会
- 小値賀町立家畜診療所
- 新上五島町家畜診療所